

# 危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

## 改正規則

鋼船規則 S 編  
(日本籍船舶用)

## 改正事項

危険化学品ばら積船に積載する貨物に関する事項

## 改正理由

2006年12月に開催されたIMO第82回海上安全委員会(MSC82)及び2007年7月に開催されたIMO第56回海洋環境保護委員会(MEPC56)において、IBCコードの改正がそれぞれ決議MSC.219(82)及び決議MEPC.166(56)として採択され、次の2点が改正された。

- (1) 防火及び消火に関する要件(11章11.1)
- (2) 新しいHazard Criteriaに従って、新たに査定された物質の追加(17, 18及び19章)

本会としては、2006年10月3日より3回にわたり関連規則等の改正を行い、防火及び消火に関する要件の改正及びMEPC.2/Circ.による査定済み物資の追加に対応してきているが、一部の物質に対する最低要件の変更等について、更なる改正が必要となっている。

今般、決議MSC.219(82)及び決議MEPC.166(56)による危険化学品の最低要件の変更等を取り入れるべく、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 規則S編17章において、危険化学品の最低要件一覧表を改めた。
- (2) 規則S編18章において、本編の規定を受けない化学品の一覧表を改めた。